

MPL (Multi-crew Pilot License)に関する活動報告

<ニュースの最後に航空局に提出した質問状への回答全文を掲載しています>

1. MPLに関連する課題について

現在 JAL/ANA において、約 300 名の准定期運送用操縦士技能証明 (MPL) を持つパイロットが活躍しています。同資格については、JAL/ANA 以外に導入している会社が無いことから、元の会社を離れてしまうと、パイロットとしてのキャリアを継続できない可能性が指摘されています。実際に、世界で初めて MPL を導入したデンマークの Sterling Airlines が 2008 年に経営破綻した際、既に B737 で 1000 時間以上の経験があった MPL パイロット 9 名が解雇され、事業用操縦士技能証明 (CPL : Commercial Pilot Licence) を有していないために、他社に応募すらできなかったという事態が発生しています。

特に、コロナ禍により雇用不安が高まる状況では、MPL 保有者から挙がる不安の声は一層強まっています。こうした状況を受け、HUPER 委員会として MPL の取り扱いに関して明確化するため、2021 年 6 月 28 日に航空局担当官と ZOOM にて情報交換の場を持ち、質問状を提出しました。

2. MPLに関する質問状を提出

航空局担当官に提出した質問状の内容は、以下の通りです。

1. MPL は、取得した会社においてのみ有効とする法的な制限はあるか。例えば JAL から ANA やその他航空会社に転職した場合、副操縦士として乗務することは可能か。
2. 現在、MPL 訓練を導入していない航空会社が、新たに MPL 保有者を副操縦士候補者として採用し、事業用操縦士技能証明 (CPL) 保有者と同じ訓練で副操縦士昇格させることは可能か。
3. MPL は CPL と同等以上の能力が確保できるとされるが、航空法に記載された業務範囲の違いに加え、機種移行等において MPL/CPL で異なる訓練を要求している根拠や規程はどこにあるか。また、MPL 保有者が定期運送用操縦士技能証明 (ATPL) 取得後も異なる取り扱いは継続するのか。

質問状の提出に際し、これまで単組内で寄せられてきた MPL 保有者の不安な思いを口頭で伝えたところ、航空局の担当官からは、「MPL 保有者が不安を感じている状況は良くないという思いは同じ」という言葉がありました。

3. 航空局からの回答

7月末、航空局から前述の質問状に対して、文書にて回答がありました。概要は、以下の通りです。（回答の原文はニュースの文末に掲載）

回答の概要（2021年7月時点）

1. MPL 操縦士の業務範囲を特定の会社に制限する規程はなく、転職は可能。
2. 現状では「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」により型式限定変更には CPL と異なる訓練が要求されるが、係る規程の改正を検討している。
3. 型式限定変更を伴わない場合の転職では、副操縦士昇格に CPL と異なる訓練は要求されない。

この回答により、例えば B737-800 に乗務する MPL パイロットが、同型式を運航する他社に転職するうえでは、CPL と異なる扱いは不要であることが明確になりました。

そして、この回答を追って翌8月に、回答にもあった CPL と異なる訓練が要求される根拠規程の改正について案が示され、パブリックコメントの募集が開始されました。

4. 関連告示・通達の改正

パブリックコメント募集の対象となった告示・通達の改正案の概要は、以下の通りです。

改正案の概要（<https://public-comment.e-gov.go.jp/>）

- ・准定期運送用操縦士の資格保有者の型式限定変更を効率的に行える環境を整備する。
- ・「事業用操縦士の資格に係る技能証明の限定の変更」の項と同様の教育科目を学習・訓練することにより、実地試験の一部または全部免除が行えるように規定を改める。
- ・准定期運送用操縦士の型式限定変更のための訓練がコンピテンシーベースの訓練以外でも実施できるものとする。

改正案は、CPL と MPL の訓練上の取り扱いの差を極小化するものであり、MPL の汎用性向上が期待できる内容です。改正後は、MPL 保有者が転職する際に想定される規制上のハードルはほぼ無くなると考えられます。パブリックコメント募集に対しては、国民から 199 件もの意見が寄せられました。その多くが改正を後押しするものであり、当該告示・通達は、修正なく 11 月に公布されました。

5. これからの取り組み

一連の取り組みの結果、「MPL 保有者の転職を妨げる規制はない」という航空局の正式見解が得られたことは、大きな前進です。そして今般の告示・通達の改正により、転職にあたって必要な訓練は CPL と同様となり、MPL の汎用性はさらに向上していくことが見込まれます。

従来から、機種移行を伴わない転職であれば、MPL 保有者が CPL と同じ訓練で副操縦士昇格することは可能でしたが、改めて CPL と差異が無いことが確認されたことにより、「本邦空会社の MPL 保有者の採用が容易に」になりました。転職先が無いために、有効な MPL 資格を有しているにもかかわらず、パイロットを続けられなくなった事例は本邦においても複数発生していますが、今後はそのような方々の採用も促進されることでしょう。

以上

事務連絡
令和3年7月

日本乗員組合連絡会議御中

国土交通省 航空局 安全部
運航安全課 乗員政策室

「准定期運送用操縦士技能証明(MPL)保有者の取り扱いに関する質問」への回答

令和3年6月28日付日乗連発第44-13号でご質問いただきました内容につきまして、以下のとおり回答いたします。

1. MPLは、取得した会社においてのみ有効とする法的な制限はあるか。
例えば JAL から ANA やその他航空会社に転職した場合、副操縦士として乗務することは可能か。

(回答) 准定期運送用操縦士の技能証明により実施できる業務範囲を、特定の会社による運航にのみ制限する法的規定はありません。

2. 現在、MPL 訓練を導入していない航空会社が、新たに MPL 保有者を副操縦士候補者として採用し、CPL 保有者と同じ訓練で副操縦士昇格させることは可能か。

(回答) 准定期運送用操縦士の資格保有者に型式限定変更が必要な場合については、「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の第6部において「准定期運送用操縦士に対する型式限定変更訓練は、独立行政法人航空大学校又は指定航空従事者養成施設においてのみ実施されるものとする」とされ、また「航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」の4において「准定期運送用操縦士の資格についての(中略)法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、継続的な評価によりその教育の内容及び方法が適切に行われていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない」とされているところです。これらの規定については、定期航空協会からの要望等も踏まえ、改正を予定しているところです。型式限定変更を伴わない場合の技能証明の取り扱いにつ

いては1. への回答のとおりであり、業務範囲を特定の会社による運航にのみ制限する法的規定は現在もなく、副操縦士への昇格に事業用操縦士の資格保有者と異なる訓練が規制上求められることもありません。

3. MPL は CPL と同等以上の能力が確保できるとされるが、航空法に記載された業務範囲の違いに加え、機種移行等において MPL/CPL で異なる訓練を要求している根拠や規程はどこにあるか。また、MPL 保有者が定期運送用操縦士技能証明(ATPL)取得後も異なる取り扱いは継続するのか。

(回答) ご存じのとおり、機長としての操縦能力等、必ずしも「MPL は CPL と同等以上の能力が確保できる」ということではありませんが、「機種移行等において MPL/CPL で異なる訓練を要求している根拠や規程」は2. への回答のとおりであり、これらについては改正を予定しているところです。

以上